

令和5年度

学校いじめ防止基本方針

いじめ…

それは、「どの子にも」、「どの学校でも」起こり得る

いじめられている子の立場に立ち、徹底して守り通そう！

いじめということばが学校から消える日を目指そう！

しない！

させない！

見逃さない！

つくばみらい市立谷和原小学校

1 いじめに関する共通理解事項

《いじめの定義》

○いじめ防止対策推進法より

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○「問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）より

当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。
※個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

《いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢》

- ・ いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ・ いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立って子どもや保護者からの通報、他の教職員からの情報に真摯に対応する。

いじめの認知は、いじめの解消に向けた第一歩

認知件数が多いことは悪いことではなく、いじめ問題に対する意識の高さの表れと考え、件数が多い少ないではなく、認知した事案を、どれだけ、どのように解決したかが大切

- ・ 自分が担当する学級、授業、部活動等を常にオープンにして、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。

《いじめと犯罪の関係についての認識》

- ・ いじめは、当事者間の状況によっては、司法機関と連携し、犯罪（暴行、傷害、脅迫、恐喝、侮辱、名誉棄損罪）として対応する場合もある。

2 未然防止のための取り組み

○いじめの起こりにくい学校にするために

- ・ 児童のよさを認め、誉め、励まし、伸ばすことを基本とした学校、学級経営にあたる。
- ・ 小さな問題行動であっても、これらの行為を見逃さずことなく、学校全体として適切、かつ毅然とした指導を行う。
- ・ 教職員が、児童一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。

○いじめの起こりにくい学校・学級(例)

〈児童〉

- ・ 失敗しても認め合い、励まし合う雰囲気がある。
- ・ 児童が規範意識をもち、規律ある学校生活を送っている。
- ・ 表情が明るく、にこやかで言葉遣いが適切である。
(「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いには毅然とした指導が必要。)
- ・ いつでも、どこでも、明るいあいさつが交わされる。
- ・ 委員会、係活動、学校行事に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
- ・ いつでも教室、廊下、トイレ等が清潔で、整理整頓されている。

- ・ 規律ある朝自習、給食の時間、清掃活動、短学活が行われている。
- 〈教職員〉 ～何も起こっていない時の指導が大切！～
- ・ 校長のリーダーシップの下、全教職員が生徒指導についての共通理解を図り、共通実践が行われている。
- ・ 教職員が、児童の意見をきちんと受け止めて聞いている。
- ・ 教職員が、児童に明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接している。
- ・ 教職員自らの言動が、児童に与える影響の大きさを強く自覚している。

○授業中における生徒指導の充実

- ・ 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ・ 「楽しい授業」「わかる授業」を通して児童の学びを保障する。
- ・ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

○道徳において

- ・ いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・ 思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

○学級活動において

- ・ 話し合い活動を通して、いじめの未然防止や解決の手だてについて考え、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・ 構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル(相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル)等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る。

○学校行事において

- ・ 児童が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、開催する。
- ・ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文や人権メッセージの募集、人権集会を実施する。

○委員会、たて割り班活動において

- ・ よりよい学校作りを、高学年がリーダーシップを発揮して進める。
- ・ 校内の規律、環境を児童の手で作りに上げる。

○家庭や地域との連携

- ・ いじめの背景には、学校、家庭、地域社会にある様々な要因があることを共通理解し合い、積極的な連携を図るとともに、家庭教育学級等において、いじめに関する講演会を実施する。

3 早期発見のための取り組み

○複数の教員の目による日常の交流をとおした発見に努める

- ・ 多くの教師が、様々な教育活動を通して児童に関わることにより、いじめ発見の機会を多くする。
- ・ 休み時間や放課後の校内巡回を計画的に行う。
- ・ 心理カウンセラーや主任児童委員にも、積極的に学級訪問、授業参観などをしてもらおう。

○アンケート等の調査を計画的に行う

- ・ なかよしアンケートを毎月1回行う。そのなかで、「いやなことをされた」「いじめられている」「いじめを目撃した」などの回答があった際には、必ず教育相談を実施し、児童生徒の

小さなサインを見逃さないようにする。

- ・ 学校生活アンケートを学期に1回実施する。
- ・ 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」により、気になる児童を早期発見する。
- ・ アンケート、調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などは心理カウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

○教育相談による把握

- ・ 担任は毎学期に1回児童との教育相談を行い、いじめの早期発見や児童生徒理解に努める。
- ・ 児童の希望や相談が必要と思われる場合は、担任以外(養護教諭、心理カウンセラー等)でも相談ができる体制をとる。
- ・ 面談方法や面接結果について心理カウンセラー等専門的な立場からの助言を得る。
- ・ いじめ電話相談等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

○ネット上のいじめやトラブルへの対応

- ・ 迅速に対応することで、事態の複雑化や当事者の精神的負担を最小限に食い止める。

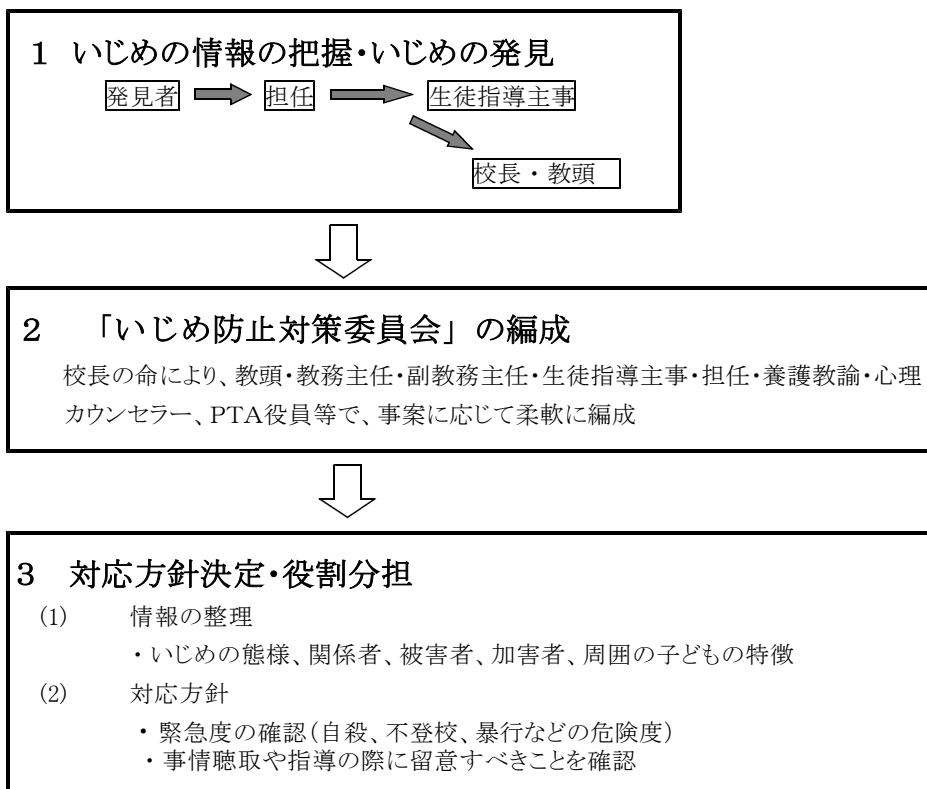
掲示板等での誹謗・中傷の書き込みへの対応

- ネット上のいじめの発見
- 書き込み内容の確認
- 掲示板等の管理者に削除依頼
- 掲示板等の管理者が削除依頼しても削除しない場合
プロバイダに削除依頼しても削除されない場合

茨城県警本部サイバー犯罪相談窓口(029-301-8109)に相談。

○保護者や地域からの情報提供の場をつくる

- ・ いじめ問題に対する学校の考えや取り組みを保護者や地域に発信し、いじめの発見に協力を求める。
- ・ 家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、早期に確実に解決するため名前等できるだけ詳細に情報を得るようにする。





4 事実の究明 ～被害者→周囲の児童→加害者の順で～

〈確認すること〉

①いつ頃からいじめられているのか？ ②どんな時に？ どこで？ ③どんな方法で？

④1対1？ 複数？ グループ？ 命令者は？ ⑤きっかけは？

○いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場や時間帯に配慮して行う。

○安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。

○関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。

○情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う

○聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

×いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。

×注意、叱責、説教だけで終わること。

×双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。

×ただ単に謝ることだけで終わらせること。

×当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

5 関係職員との連携

○PTA＝本部役員への報告・相談

○医療機関＝被害者の心身の外傷

○警察＝暴行傷害・恐喝等の事件の発生

○市教育委員会＝報告と対応方針の相談



6 保護者への対応

《被害者の保護者へ》

○家庭訪問を行い事実を正確に伝え、徹底的して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に伝える。

○いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。

○対応の経過を伝え、理解と協力を得る。

《加害者の保護者へ》

○家庭訪問を行い事実を経過とともに伝え、その場で児童・生徒に事実の確認をする。

○相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

○指導の経過と生徒の変容を伝え、指導に対する理解を求める。

×保護者への批判的言動や批判はしない。



5 被害者への対応

◎共感的に事実を聞き、いかなる理由があっても味方であるという姿勢で対応する。

○自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを認め、励ます。

○いじめられている側の児童・生徒との付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。

○経過を見守ることを伝え、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。

○自己肯定感を回復できるような支援を継続する。

5 加害者への対応

◎いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導し、内省させる。

○話しやすい話題から入り、中立の立場でうそやごまかしのない事実確認を行う。

○被害者の辛さに気付かせ、責任転嫁を許さず自分が加害者であることの自覚を持たせる。

○面談や教師との交流を続け、成長のよさを認めていく。

5 他の児童への対応

◎いじめは、学級や学年等集団全体の問題とし、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す

○いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

○周囲ではやし立てていた者も、問題の関係者であることを理解させ、被害者の気持ちを考えさせる。

○いじめを許さない集団づくりに向け話し合わせるなどし、活動を支援する。

5 被害者への対応

◎共感的に事実を聞き、いかなる理由があっても味方であるという姿勢で対応する。

○自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを認め、励ます。

5 加害者への対応

◎いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導し、内省させる。

○話しやすい話題から入り、中立の立場でうそやごまかしのない事実確認を行う。

5 他の児童への対応

◎いじめは、学級や学年等集団全体の問題とし、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す

○いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

☆ 〈「いじめ被害者へ」の好ましくない対応・考え方〉 ☆

<p>1 いじめの存在に気付かない</p> <ul style="list-style-type: none">・「本人がいじめを告白しないと、いじめはわからない」という考え方。・「いじめられているようには見えなかった（楽しそうだった）」という考え方。等
<p>2 いじめの深刻さに気付かない</p> <ul style="list-style-type: none">・「いじめられる方にも問題がある」という考え方。・「いじめは昔からあり、いつの時代にもあるものだから仕方ない」という考え方。等
<p>3 不用意な発言</p> <ul style="list-style-type: none">・「反抗できない方が悪い」、「やり返せ」、「負けるな、頑張れ、いい試練だ」等・被害者保護を優先しない発言 ・被害者の痛みを共感を示さない発言・自己防衛的な発言 ・具体性のない発言
<p>4 不適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none">・十分な事実確認をしないで、被害者と加害者の話し合いをもってしまう。・本人や相手の合意を得ないまま、対面の話し合いをもってしまう。・日時、話し合いのルール等を定めないでしまう。・どちらの言い分が正しいかを決めつけてしまう。・教師が裁判官的な立場で対応してしまう。
<p>5 外部の情報等を活用しない</p> <ul style="list-style-type: none">・「密室」での対応になってしまっている。・いじめ防止に役立つ記録等を公開しないでいる。

☆ 〈「いじめ加害者へ」の好ましくない対応・考え方〉 ☆

<p>1 権威的な指導</p> <ul style="list-style-type: none">・学級等みんなの前で、いじめた（加害）児童・生徒を非難してしまう。・体罰を行う。・その子の人格を否定するような発言をしてしまう。・過去を引き合いに出してしまう。・兄弟姉妹と比較してしまう。
<p>2 基本認識を誤った指導</p> <ul style="list-style-type: none">・なにもかもが「いじめ」と決めつけてしまう。・教師の価値観や体験のみで、いじめかどうかを判断してしまう。

5 いじめ対策組織

○いじめ対策委員会の実施

- ・ 校長、教頭、教務主任、該当学年教師、生徒指導主事、養護教諭、（必要に応じて心理カウンセラー、主任児童委員）で構成する。
- ・ いじめについての実態把握、今後の対応について協議する。
- ・ いじめ対策委員会での会議結果を全職員へ周知する。

○その他

- ・ 校内研修を計画的に実施し、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深める。
- ・ 個々の事例に関わる教職員への相談や助言、心理カウンセラーや外部機関との連絡調整を行う。
- ・ いじめ指導に関わる記録の集積と引継ぎを行う。
- ・ 学区内小中学校との情報交換を定期的に行う。

〈取組の年間計画〉

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月		○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○スクールカウンセラーの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定 ○なかよしアンケート	○PTA 総会、学級懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明
5月		○職員研修①「気になる児童の共通理解」		○なかよしアンケート	
6月				○なかよしアンケート ○児童との教育相談	○教育相談（児童） ○学級懇談会 ○あいさつ運動
7月			○情報モラル指導（ネットや携帯のトラブル） ○人権メッセージの募集	○なかよしアンケート	○教育相談（全保護者） ○あいさつ運動
8月					
9月			○人権メッセージの募集	○身体測定 ○なかよしアンケート	○あいさつ運動
10月		○職員研修②「ケーススタディ」		○なかよしアンケート	○あいさつ運動
11月			○赤い羽根募金活動	○なかよしアンケート ○児童との教育相談	○教育相談（児童） ○あいさつ運動
12月		○全職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権集会	○なかよしアンケート	○あいさつ運動 ○保護者、児童、教員への学校評価アンケート
1月			○保健指導（命の大切さ）	○なかよしアンケート ○身体測定	○あいさつ運動 ○教育相談（全保護者）
2月			○生活科・総合的な学習交流会	○なかよしアンケート	○あいさつ運動 ○教育相談(児童)
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、基本方針の見直し	○卒業生を送る会	○なかよしアンケート	○あいさつ運動
通年へ	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○なかよしアンケート ○健康観察の実施 ○SCによる相談	○あいさつ運動	

※ いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。